

令和8年度共同募金県域助成要望募集要項

1 目的

地域福祉の推進を目的とした共同募金運動の理念に基づき、寄付者の意志を尊重し、公正かつ明確な助成を行うことを目的とする。

2 助成対象団体

県内において社会福祉を目的とする事業を行う団体であって、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 更生保護事業法に規定する更生保護法人
- (3) 財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）
- (4) 特定非営利活動法人およびボランティア団体
- (5) その他、社会福祉法人宮崎県共同募金会（以下「本会」という。）が特に認めた団体

3 助成対象要件

2の助成対象団体に該当する団体で次に該当するものを対象とする。

- (1) 国または地方公共団体による経営でなく、またはその責任に属さないこと
- (2) 特定の企業・政党・宗教団体などから独立して運営されていること
- (3) その活動および事業から生じる利益を構成員に分配しないこと
- (4) 活動の内容や財務の状況などを積極的に公開しており、的確な運営および適正な経理に十分な能力を有していること

4 助成内容（助成メニュー）

助けあいの精神に基づいた地域福祉活動のうち、次の内容の活動に対して助成する。

- (1) 【従来型】高齢者、障がい児・者、児童・青少年、その他課題を抱える人、住民全般を対象とする活動
- (2) 【テーマ型】**災害に備えた地域づくりへの支援**（1～3月募金活動実施）
詳細については、別紙「実施要綱」参照のこと

5 助成対象事業

4の助成内容のうち、次の事業に係る経費に助成を行う【1団体につき1事業】。

県域を活動域として実施する事業、または複数の市町村社会福祉協議会の実施する事業
ただし、施設の補修・改修、介護保険事業に関わる経費及び団体運営に関わる管理経費、人件費、運営上必要な機器や備品などの購入費、飲食費、視察研修費については、助成対象としない。

6 助成事業実施期間

令和9年度に実施する事業（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

7 助成基準額

- (1) 事業費（備品の整備を含む）については、**事業総額の1割以上は自己負担とし、要望上限額を50万円、下限額を10万円とする。**
- (2) 原則的に連続助成は行わない。ただし、継続することで効果がより一層見込まれると判断される場合は、その限りではない。

8 応募方法

所定の要望書に必要事項を記入のうえ、令和8年6月1日（月）までに本会へ提出すること
[当日消印有効]

9 助成決定および助成金の交付

- (1) 本会配分委員会において要望内容を審査し、本会役員会で決定する。
審査は「書面」で行うほか、「ヒアリング」や「現地調査」を行う。
- (2) 助成予定総額の範囲内において決定するため、要望額より減額されることがある。
- (3) 審査結果については、3月下旬頃、要望団体あてに通知する。
- (4) 助成金は、「助成金交付申請書」に基づき交付する。

10 事業内容の変更および辞退

- (1) 助成決定後、やむを得ない事情により事業計画内容を変更する必要がある場合は、「事業計画変更申請書」を本会に提出後、本会の承認を受けてから実施すること。
- (2) (1) の変更申請および承認なしに事業内容を変更し実施した場合並びにその他助成団体としてふさわしくないと判断された場合は、助成金交付決定を取り消し、全額返還するものとする。
- (3) 要望活動の継続が困難になった場合、あるいは当該年度中に事業を完遂できなくなった場合は、「辞退届」を速やかに提出のうえ、助成金を返還するものとする。

11 共同募金助成の明示

助成を受けた事業を実施する場合は、「赤い羽根共同募金」からの助成金であることを明示すること

- (1) 事務所には「赤い羽根助成明示のぼり」を必ず掲示すること
- (2) 備品などを購入した場合は、本会が配布する「ステッカー」をはること
- (3) イベントや講演会などの場合は、資料やチラシに助成を受けた旨の明示をすること

12 事業実績の報告

助成を受けた団体は、所定の「実績報告書」に必要書類を添付のうえ、指定期日までに提出すること

- (1) 器材・備品などの整備の場合 … 令和9年5月末日
- (2) その他の事業の場合 … 事業完了後1か月以内

13 要望書提出・問合せ先

社会福祉法人宮崎県共同募金会

〒880-0007 宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター人材研修館内
TEL 0985-22-3878 FAX 0985-22-3879